

委員等提出資料

目次

児童虐待防止対策部会委員提出資料

P 1 : 倉石委員提出資料

P 3 : 増沢委員提出資料

その他提出資料

P 5 : SBS/AHT を考える家族の会提出資料

2024.12.26

第5回部会 意見書

倉石哲也（武庫川女子大学）

児童虐待対応を巡る諸課題と児童福祉行政の推進に向けた方向性について取りまとめをいただき感謝いたします。

1. 資料1

一時保護の委託（緊急時等）先の認定

里親に類する委託先として、「登録を考えている者」、「民生委員・児童委員」、「主任児童員」、「ファミリー・サポート事業登録者」、「地域における子育て支援事業等従事者」他、子ども及びその家庭支援に関する経験を一定期間経験有する者として、児童相談所長が認める者としてはどうか。

2. 資料2（P3 青色「討議事項」への意見）

（1）児童福祉司による書類作成等事務業務

行政職員として事務業務のスキルを向上させることキャリアラダーに含めるべき必須項目と考えるが、向上されるには教育や支援が必要となる。

2年目以上の児童福祉司は特に書類作成業務に負担が高くなる。またSVクラスは裁判所、措置審査部会等への提出書類作成に膨大な時間を要し、肝心のケース対応に十分な時間を確保することに支障を来す怖れがある。

平日はケース対応に追われるため、書類作成が18時以降、或いは週末に行っている職員も少なくない。

このような喫緊の課題を解決し、児童福祉司の離職を防ぐ書類作成等を助言・指導し、時には代行する事務職員の配置が必要。児童福祉司の数により配置目安を示す等を検討してはどうか。

（2）児童福祉司研修

ケース対応、虐待等困難ケースの理解と対応、市町村との連携、面接技術等と同様に、「困難と向き合う際の心構え」（新任～5年未満）、「人材管理（リーダーシップ）」「チームワーク」「職場環境の在り方」（5年以上）を検討してはどうか？

研修スタイル（内容）は自治体の状況により固有性を尊重すべきだが、「座学」「演習」に加え「プレゼンテーション」を行う等の様々な工夫を取り入れてはどうか。（自治体研修の好事例の収集）

3. 資料3

(1) 統括支援員研修の実施

現在子どもの虹あかし研修センター等で統括支援員基礎研修(オンデマンド)で実施されており、内容的にも充実し基礎的な考え方が理解できる仕組みとなっている。

一方で、多くの統括支援員が知りたいことは「他市・隣接自治体の状況」である。例えばサポートプランの作成や手交の在り方などである。オンデマンドによる研修も重要であるが、対面による情報交換は立ち上げ期には極めて重要な意味を持つ。

都道府県が市町村支援として「統括支援員実践研修」ができるよう、研修実施方法(ロールプレイ等含む)のモデル案を提示できるようにしていただきたい。

(2) サポートプランの作成と手交

サポートプランの作成基準(ケースによる)、項目、手交の判断等は市町村によりばらつきが極めて大きい。センター内でも母子保健分野は手交に対象者の抵抗が少なく、児童福祉分野は抵抗が強いといった意見も聞き及んでいる。「担当する1ケースについて記載」から試行する自治体がある)

国としてサポートプラン作成及び手交判断の基準について、市町村が活用できるようより具体的な手続き(モデル例等)を示すことを検討してはどうか?

以上となります。

増沢 高（子どもの虹情報研修センター）

1. 一時保護中の児童の面会通信等制限

・第12条の改正案について、「児童の心身に有害な影響を及ぼす恐れが大きいと認めるとき」という条件が付与されたことについて、基本的に賛成ですが、有害な影響を及ぼす恐れについては、科学的な知見に基づいて判断すべきであり、児童相談所等がこれらの知見について十分な認識と理解を有していることが前提となります。これらについてのガイドラインの作成と既存の研修の見直し、充実を図るべきと思います。

2. 保育所における虐待対応の強化

保育所等の職員も施設職員同様に施設内での不適切対応について、通告義務等を設けることに異論はございませんが、それだけでなく、保育所に通う要保護・要支援児童等を保育する上での保育士の専門性の向上が必要で、そのために保育士の養成や資格取得後の研修等の見直し、改訂、強化を図るべきと考えます。虐待を受けた子どもたちは、アタッチメント形成の問題、トラウマ、誤学習等により、通常の保育場面での適応を難しくさせ、これらのことが保育士の不適切な対応の契機となる可能性があります。しかし、保育士の養成や研修等において、これらのテーマが十分に扱われていないのが現状です。保育士がこうした専門性を獲得することは、虐待等不適切保育の予防につながるとともに、保育の場が虐待等の影響を受けた子どもの回復の場となり、健全育成へとつなげる重要な役割を担うことにつながります。

3. 児童相談所の人材確保・育成・定着について

基礎データにある「業務内容・量等に対する悩み・不満等」について、さらに精査が必要と考えます。児童相談所職員の疲弊の背景に、支援対象となる子どもや保護者対応における困難さがあります。支援対象の多くは、トラウマや精神的課題を抱えており、このことが、支援関係の構築の困難さ、支援者に向けられる不信感、恐怖、怒りとなって職員のメンタルヘルスを脅かします。さらに児童相談所に対しては社会から厳しいまなざしが向けられており、それを恐れる職員の緊張感は増大しています。こうした状況に、業務量の増加等の負荷がさらに重くのしかかった極めて過度なストレス職場となっています。そのため、職場定着の課題として挙げられている相談しやすい職場環境の整備、職員への精神的ケア、モチベーションの維持は極めて重要な視点

と思いますが、これらの課題解決に向けては、さらに児童相談所に対する社会的認識への働きかけ、支援者とのトラブルへの組織的対処、失敗も含めて話せる心理的安全性が保障された職員関係、リーダーシップの在り方など健康な組織文化の在り方について研究、検討を深めていくことが必要と思います。

4. 市町村の機能強化に向けた施策の方向性について

(1) サポートプランが形骸化しないこと

市町村の機能強化の柱は、児童保護の強化ではなく、早期からの予防的支援にあります。しかし、この点が十分に認識されずに、虐待の通告のあった家庭への安全確認と注意勧告が主となっているような市町村も少なくありません。重要なのは子どもと家庭との関係構築、ニーズを踏まえた具体的かつ有益な支援の提供のほうです。こうした市町村の向かうべき方向性について、全市区町村への共通理解を促すことが重要と思います。特に都道府県政令市はこうした市区町村の役割を正しく認識し、支援することが重要です。こうした認識が基盤になれば、サポートプランは形式的、形骸化されることになり、当事者に役立つ支援プランから遠のいてしまうことを危惧します。国はこうした認識が定着するようさらなる啓発、後押しが必要と考えます

(2) 精神保健分野との協働

第4回の部会でも述べさせていただきましたが、周産期における早期支援の強化を視野に入れたときに、親の精神的問題への対応が重要となります。虐待による死亡事例の検証報告で0歳児死亡において保護者（母親）に精神疾患等の問題が認められる率が高いことは、検証の始まった早い段階から指摘され続けています。新たなこども家庭センターでは、母子保健と児童福祉部門との一体的な対応システムが打ち出されたことは大きな意義があると思いますが、そこに精神保健福祉センターや加害者が通院する医療機関とが加わった周産期支援システムの構築が必要で、こども家庭センターの機能にどのように位置づけていくかの検討と対策が必要と考えます。

こども家庭庁

こども家庭審議会児童虐待防止対策部会 御中

令和6年12月26日
SBS/AHTを考える家族の会
代表 菅家 英昭

意見書（一時保護中の児童の面会通信制限等について）

私たちは、身に覚えのない虐待を疑われ、児童相談所による過剰な一時保護を経験した家族が集う団体です。

第4回こども家庭審議会児童虐待防止対策部会において、一時保護中の面会通信制限等における児童相談所長の権限を強化する法改正案が提示されています。そこで示された法改正案は、これまで行政指導で対応してきた面会通信制限等を強制処分で行うことができるようにすることで、従来から行われている違法・不当な児童相談所の対応を「適法化」するための改正ではないかとも感じられ、今回の法改正案がこのまま進むことに強く反対します。

私たちは、虐待を疑われる具体的、合理的な根拠を児童相談所から示されず、また十分な調査がなされることもないまま、「こどもの安全のため」等の抽象的で曖昧な理由でもって、一時保護中の面会通信制限等を「長期間」にわたって強いられた経験をしています。昨年には高裁で児童相談所による長期分離、面会制限が違法であるとの判決も出て、確定しました（大阪高裁令和5年8月30日判決）。同判決では「児童の安全や福祉が具体的に侵害される具体的なおそれがあったとはいえない」等として、面会制限の違法性を認めています。これまで過剰で不当な面会通信制限等が常態化してきたことは明らかであり、今回の法改正も前記判決を受けた実務対応の見直しが理由になっているものと思われます。

ところが、今回の改正案は、前記判決でも確認されたような過剰で不当な面会通信制限が行われている実態調査や原因の検証がなされないまま、面会通信制限等の判断を児童相談所長にのみ委ね、その権限を強化しようというものです。立法事実の調査が十分になされずに拙速に議論が進められていると判断せざるを得ず、強い憂慮を覚えています。

ここで申し上げるまでもなく、親子の面会通信は、こどもにとっても親権者にとっても重要な権利（人権）です。こどもの権利条約第9条の趣旨から考えても、第三者のチェックをともなった慎重な判断が求められるところであり、本来は面会通信制限等も司法審査の対象とすべきものです。明石市のように面会通信制限等の妥当性を判断する第三者機関を設置している自治体もあります。

法改正案では、強制処分として面会通信制限等ができる要件として「児童相談所長が児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認めるとき」とする案が提示されていますが、こうした抽象的で曖昧な要件を定めて、その該当性の判断をもっぱら児童相談所長の判断に委ねるというのでは、従来行われてきた過剰で不当な面会通信制限等を防ぐことができるとは思えません。

前回（第4回）においても、複数の委員から慎重な議論を求める意見が出ています。なかには、過去に不当な面会制限により児童が施設内で亡くなった事例についての言及もありました。こどもの安全のためとされてきた面会通信制限等が、実際にはこどもの権利を違法・不当に侵害し、不幸にもこどもの命を奪ってしまいます。

児童相談所の要望により児童相談所長の権限強化を行うといった今回の一方的で拙速な議論の進め方には、強く反対せざるを得ません。